

公表基準等の解説

企業会計基準公開草案第 49 号（企業会計基準第 21 号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」及び関連する他の会計基準等の改正案の解説

専門研究員 むらた たかひろ
村田 貴広

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 25 年 1 月 11 日に以下の企業会計基準及びその適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）を公表した¹（コメント期限は、平成 25 年 3 月 15 日）。

- 企業会計基準公開草案第 49 号（企業会計基準第 21 号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」（以下「企業結合会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 50 号（企業会計基準第 22 号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「連結会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 51 号（企業会計基準第 7 号の改正案）「事業分離等に関する会計基準（案）」（以下「事業分離会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 52 号（企業会計基準第 5 号の改正案）「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」（以下「純資産会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 53 号（企業会計基

準第 6 号の改正案）「株主資本等変動計算書に関する会計基準（案）」（以下「株主資本会計基準案」という。）

- 企業会計基準公開草案第 54 号（企業会計基準第 25 号の改正案）「包括利益の表示に関する会計基準（案）」（以下「包括利益会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 55 号（企業会計基準第 2 号の改正案）「1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」（以下「EPS 会計基準案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 48 号（企業会計基準適用指針第 10 号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」（以下「結合分離適用指針案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 49 号（企業会計基準適用指針第 8 号の改正案）「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」（以下「純資産適用指針案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 50 号（企業会計基準適用指針第 9 号の改正案）「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「株主資本適用指針案」とい

1 本公開草案の全文については、ASBJ のウェブサイト（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/bc_revise_2012ed/）を参照のこと。

う。)

本稿では、本公開草案の概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であること、また、公開草案は今後の審議を経て最終的に変更される可能性があるが、本稿では最終的なものと同様の表現をしている場合があることをあらかじめお断りしておく。

II. 公開草案公表の経緯

平成19年8月に公表された「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）のもと、ASBJは、企業結合に関する会計基準等の見直しについて、いわゆるEU同等性評価に係る項目を対象とするステップ1とそれ以外の項目を対象とするステップ2とに区分してプロジェクトを進めることとしており、ステップ1については平成20年12月に完了した²。

その後、ASBJは、ステップ2として既存の差異に関連するプロジェクト項目に引き続き取り組み³、平成21年7月に、「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表した。そして、論点整理に対して一般から寄せられた意見を参考にしつつ検

討を重ね、以下の項目を中心に審議を行い、今般本公開草案を公表するに至ったものである。

- 少数株主持分（非支配株主持分）⁴の取扱い
- 取得関連費用の取扱い
- 暫定的な会計処理の確定の取扱い

なお、論点整理においては以下のような項目も取り上げられていたが、本公開草案の対象とはしていない（企業結合会計基準案第64-2項）。

- のれんの償却の取扱い

のれんについて、国際的な会計基準と同様に非償却とすべきかどうかについては、論点整理の公表後、審議を続けてきたが⁵、現状では、連結財務諸表及び個別財務諸表ともに会計基準を改正することについて市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況にあると考えられ、また、IASBに対してのれんを非償却とする国際財務報告基準（IFRS）第3号「企業結合」の取扱いに係る適用後レビューの必要性の提案⁶を行っているところでもある。これらを踏まえ、本公開草案においても現行の償却処理を継続することとした。

- 子会社に対する支配の喪失の取扱い

国際的な会計基準では、子会社に対する支配が喪失した場合に、残存の投資について評

2 ステップ1では、持分プーリング法の廃止、取得企業の決定方法、株式の交換の場合における取得原価の算定方法、段階取得における取得原価の会計処理、負ののれんの会計処理、企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等の項目が対象とされ、平成20年12月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等（以下「平成20年改正会計基準」という。）を公表した。

3 ステップ2では、主に、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が、企業結合に係る会計処理について共同で見直すプロジェクト（フェーズ2）で取り上げられた項目を対象としている。

4 本公開草案では後述のとおり少数株主持分を非支配株主持分に変更することとした。なお、過去の経緯等を示す場合にも、便宜上、非支配株主持分の用語を使用している場合がある。

5 本論点は公益財団法人財務会計基準機構（FASF）内に設置された、「単体財務諸表に関する検討会議」においても議論された。詳細はASBJのウェブサイトに掲載されている当該会議の報告書（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/non-consolidated_financial_statements/report/report_20110428.pdf）を参照のこと。

6 当該適用後レビューの必要性の提案を行っている「意見募集『アジェンダ協議2011』に対するコメント」の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20111130.pdf）を参照のこと。

価値替するが、この会計処理については、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」や企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）等の他の会計基準にも影響する横断的な論点であり、さらに、段階取得の検討経緯を踏まえると、実務における段階取得の適用状況をまず検証すべきとの意見もある。これらを踏まえ、現時点における対応としては、段階取得の実務における適用状況の調査を含む、企業結合に係る実態調査を今後適切な時期に始めることとしつつ、当該実態調査の実行には相当の時間を要するものと考えられることから、本公開草案の最終基準化後、我が国会計基準を取り巻く状況も踏まえて、会計処理の検討に着手する時期を判断することとした。

● 全部のれん方式の採用の可否等

全部のれん方式の採用の可否、条件付取得対価の取扱い、企業結合に係る特定勘定の取扱い等、論点整理で取り上げられていた上記以外の項目については、現状では改正することにより財務報告の改善を図ることとなるか否かについて意見が分かっているか、又は、改正の必要性や適時性は乏しいという意見が大半を占めている状況であるため、本公開草案の対象とはせず、継続検討課題とすることとした。

Ⅲ. 非支配株主持分（少数株主持分）の取扱い

1. 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動

(1) 検討の経緯

現行の会計基準では、次のような支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動（以下「子会社株式の追加取得等」という。）

は損益取引とされている。

- ▶ 子会社株式の追加取得
- ▶ 子会社株式の一部売却
- ▶ 子会社の時価発行増資等

一方、国際的な会計基準において、子会社株式の追加取得等は損益取引ではなく資本取引とされており、我が国の取扱いと必ずしも同じではないため、当該取扱いを見直すかどうか検討された。論点整理では、親会社株主と非支配株主とではリスク及びリターンは大きく異なり、親会社株主に係る成果とそれを生み出す原資に関する情報が投資家の意思決定に有用であると考えられるとし、従来どおりの考え方（親会社投資の視点）を示していた。これに対し、論点整理へのコメントやASBJの審議においては、国際的な会計基準と同様に子会社株式の追加取得等を資本取引とすべきという意見が多くみられた。

我が国が重視する親会社投資の視点からは、子会社株式の追加取得等を資本取引と位置付けることについて、理論的に導き出すことは必ずしも容易ではないものの、従来の会計処理方法は、以下のような実務上の課題が指摘されてきており、これらに対して最も簡潔に対応する方法が、損益取引の範囲を狭めることであるとも考えられた（連結会計基準案第51-2項）。

▶ 連結子会社による当該連結子会社の自己株式の取得と処分又は非支配株主への第三者割当増資とを繰り返した場合、親会社の投資に生じている評価益のうち、持分比率が上がった部分のはれんに計上され、持分比率が下がった部分は損益に計上されることが実務上おこり得る。

▶ 連結財務諸表上、支配獲得時に子会社の資産及び負債を全面的に評価替えている限り、自社の株式を対価とする追加取得では、その前後において資産及び負債に変化はないが、追加的なれんが計上され、当該のれんの償

却がその後の利益に影響する。

▶子会社の時価発行増資等に伴い生ずる親会社の持分変動差額は、損益として処理することを原則とするが、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる

(2) 本公開草案で提案された取扱い

本公開草案では、上記を踏まえ、子会社株式の追加取得等を連結財務諸表においては損益取引とせず資本取引として扱うこととした。子会社株式の追加取得等について公開草案と現行の取扱いを比較すれば、[図表1] のようになる(連結会計基準案第28項から第30項)。

なお、連結財務諸表においては、子会社株式の追加取得等によって生じた親会社の持分変動による差額を親会社株主に帰属する当期純利益⁷へ加減する表(非支配株主との取引に係る親会社の持分変動表)について、注記により開示することとした(企業結合会計基準案第52項(4))。

2. 非支配株主との取引における個別財務諸表上の会計処理

本公開草案では、子会社株式の追加取得等を連結財務諸表においては損益取引とせず資本取引として扱うとされたことを踏まえ、個別財務諸表上、非支配株主から自社の株式のみを対価として追加取得する子会社株式の取得原価は、当該子会社の適正な帳簿価額(子会社の資産及び負債の帳簿価額を連結上修正しているときは、連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額)による株主資本の額に基づいて算定することとした(企業結合会計基準案第45項)。

なお、連結財務諸表上は、子会社株式の追加取得及び一部売却等の取扱い(連結会計基準案第28項から第30項)に準じて処理することになる。

3. 事業分離において分離先企業が子会社となる場合の会計処理

本公開草案では、子会社株式の追加取得等を連結財務諸表においては損益取引とせず資本取引として扱うとされたことに伴い、分離先企業が子会社となる場合、分離元企業は連結財務諸

[図表1] 公開草案と現行の取扱いとの比較(子会社株式の追加取得等の取扱い)

	公開草案	現行
①子会社株式の追加取得	追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、 <u>資本剰余金</u> とする。	追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、 <u>のれん(又は負ののれん)</u> とする。
②子会社株式の一部売却	売却による親会社の持分の減少額と売却価額との間に生じた差額は、 <u>資本剰余金</u> とする。	売却による親会社の持分の減少額と <u>投資の減少額</u> との間に生じた差額は、 <u>子会社株式の売却損益の修正</u> とする。
③子会社の時価発行増資等	親会社の払込額と親会社の持分の増減額との差額は、 <u>資本剰余金</u> とする。	親会社の払込額と親会社の持分の増減額との差額は <u>損益</u> とする。ただし、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、 <u>利益剰余金に直接加減することができる。</u>

7 後述(「6. 当期純利益の表示」を参照)のとおり、現行の会計基準における「当期純利益」を、本公開草案では「親会社株主に帰属する当期純利益」としている。

表上、次の処理を行うこととした。

(1) 受取対価が分離先企業の株式のみである場合

▶ 事業分離前に分離元企業は分離先企業の株式を有していない場合及び事業分離前に分離元企業は分離先企業の株式を有しその他有価証券（売買目的有価証券の場合を含む。）又は関連会社株式としており、事業分離により分離先企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業（親会社）の事業が移転されたとみなされる額と、移転した事業に係る分離元企業（親会社）の持分の減少額との間に生じる差額は、資本剰余金とする（事業分離会計基準案第 17 項(2)及び第 18 項(2)）。

▶ 事業分離前に分離元企業は分離先企業の株式を有し子会社株式としており、事業分離により分離先企業の株式（子会社株式）を追加取得した場合、追加取得により、子会社に係る分離元企業（親会社）の持分の増加額と移転した事業に係る分離元企業（親会社）の持分の減少額との間に生じる差額は資本剰余金とする（事業分離会計基準案第 19 項(2)）。

(2) 受取対価が現金等の財産と分離先企業の株式である場合

子会社に係る分離元企業の持分の増加額と、移転した事業に係る分離元企業の持分の減少額との間に生じる差額は、資本剰余金とする（事業分離会計基準案第 24 項(2)）。

4. 子会社の欠損の取扱い

子会社の欠損のうち、当該子会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社の持分に負担させるとする現行の取扱いは本公開草案においても踏襲している（連結会計基準案第 27 項）。

5. 少数株主持分から非支配株主持分への変更

本公開草案では、現行の会計基準における「少数株主持分」を「非支配株主持分」に変更することとした（連結会計基準案第 26 項）。これは、他の企業の議決権の過半数を所有していない株主であっても他の会社を支配し親会社となることがあり得るため、より正確な表現とするためである。これに合わせて、本公開草案では現行の会計基準における「少数株主損益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」としている（連結会計基準案 55-2 項）。

6. 当期純利益の表示

(1) 検討の経緯

国際的な会計基準において、連結損益計算書における当期純利益には非支配株主に帰属する当期純利益を含めて表示することとされており、我が国の取扱いと必ずしも同じではないため、当該取扱いを見直すかどうか検討された。論点整理では、従来どおりの考え方を示していたが、論点整理へのコメントや ASBJ の審議においては、国際的な会計基準と同様に連結損益計算書における当期純利益には非支配株主に帰属する当期純利益を含めて表示することにより、比較可能性を図るべきという意見が多くみられた（連結会計基準案第 51-2 項）。

(2) 本公開草案で提案された取扱い

本公開草案では、上記を踏まえ、当期純利益には非支配株主に帰属する部分も含めることとした（連結会計基準案第 39 項）。前述 5. と合わせて、公開草案における連結財務諸表の表示に関する取扱いについて、現行の取扱いと比較すれば、[図表 2] のようになる。

【図表 2】 公開草案と現行の取扱いとの比較（連結財務諸表の表示関係）

公開草案	現 行
非支配株主持分	少数株主持分
当期純利益	少数株主損益調整前当期純利益
非支配株主に帰属する当期純利益	少数株主損益
親会社株主に帰属する当期純利益	当期純利益

なお、2 計算書方式の場合の連結損益計算書、1 計算書方式の場合の連結損益及び包括利益計算書の表示は次のようになる（「参考資料」連結財務諸表の表示例）（79 頁）も参照）。

- ▶ 2 計算書方式の場合には、「当期純利益」に「非支配株主に帰属する当期純利益」を加減して「親会社株主に帰属する当期純利益」を表示する。
- ▶ 1 計算書方式の場合には、「当期純利益」の直後に、「親会社株主に帰属する当期純利益」及び「非支配株主に帰属する当期純利益」を付記する。

また、本公開草案では、連結財務諸表上、従来と同様に親会社株主に帰属するもののみを「株主資本」として表示することとしている。これは、親会社株主に係る成果とそれを生み出す原資に関する情報は投資家の意思決定に引き続き有用であると考えられたこと等を踏まえたものである（連結会計基準案第 51-3 項及び第 55 項）。

7. その他の関連する他の会計基準等における改正の概要

上記 5. 及び 6. に伴い、関連する他の会計基準等において次の改正が提案されている。

(1) 純資産会計基準案及び純資産適用指針案

連結会計基準案において、少数株主持分を非

支配株主持分に変更することに伴い所要の改正を行った（純資産会計基準案第 7 項及び純資産適用指針案第 3 項等）。

(2) 株主資本会計基準案及び株主資本適用指針案

連結会計基準案において、少数株主持分を非支配株主持分に変更し、また、従来の当期純利益は親会社株主に帰属する当期純利益とされたことに伴い、連結株主資本等変動計算書の表示区分における「少数株主持分」を「非支配株主持分」へ、利益剰余金の変動事由における「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」へ改める（株主資本会計基準案第 7 項及び株主資本適用指針案第 11 項）等の改正を行った。

(3) 包括利益会計基準案

連結会計基準案において、少数株主持分を非支配株主持分に変更し、これまで少数株主損益調整前当期純利益とされていたものを当期純利益として表示することに伴い所要の改正を行った（包括利益会計基準案第 6 項等）。

(4) EPS 会計基準案

連結会計基準案において少数株主持分を非支配株主持分に変更し、従来の当期純利益は親会社株主に帰属する当期純利益とされたことに伴い、連結財務諸表上、「1 株当たり当期純利益」は「1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」と、「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は「潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」と読み替える（EPS 会計基準案第 1 項）等の改正を行った。なお、連結財務諸表上、1 株当たり当期純利益はこれまでと同様に、親会社株主に帰属する当期純利益を基礎として計算することとなる。

IV. 取得関連費用の取扱い

1. 検討の経緯

企業結合における取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）のうち一部について、現行の会計基準では、取得原価に含めることとしている。

これは、取得はあくまで等価交換取引であるとの考え方を重視し、取得企業が等価交換の判断要素として考慮した支出額に限って取得原価に含めることとしたためである。個別に取得した資産における付随費用と同様に、企業結合における取得関連費用をその取得原価に含めることにより、その後の利益は、企業結合において投資した原価の超過回収額となり、概念的には個別に取得した資産と一貫した取扱いとなる。

一方、国際的な会計基準では、企業結合における取得関連費用は、事業の売主と買主の間の公正な価値での交換の一部ではなく、企業結合とは別の取引と考えられること、取得関連費用のうち直接費は取得原価に含まれるが間接費は除かれるのは不整合であること等の考え方から、発生した事業年度の費用として取り扱っている。

また、論点整理に寄せられたコメントの中には、継続的に資産を購入する場合と異なり、企業結合においては、取得関連費用のどこまでを取得原価の範囲とするか、実務上、議論となることも多いという意見があった（企業結合会計基準案第94項）。

2. 本公開草案で提案された取扱い

本公開草案では、上記の点も踏まえ、国際的な会計基準に基づく財務諸表との比較可能性を改善する観点や取得関連費用のどこまでを取得原価の範囲とするかという実務上の問題点を解消する観点から、取得関連費用を発生した事業

年度の費用として処理することとした。なお、個別財務諸表においては、子会社株式の取得原価は、金融商品会計基準に従って算定することになる（企業結合会計基準案第26項及び第94項）。また、取得原価に含められなかった取得関連費用は注記により開示することとなる（企業結合会計基準案第49項）。

V. 暫定的な会計処理の確定の取扱い

暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合、現行の会計基準では、企業結合年度に当該確定が行われたとしたときの損益影響額を、企業結合年度の翌年度において特別損益に計上することとしているが、本公開草案では、企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて企業結合年度の財務諸表を表示するときには、当該企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを反映させることとした（企業結合会計基準案（注6））。

これは、平成21年12月に企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）が公表されたことを契機として、暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合の取扱いについて検討した結果、比較情報の有用性を高め財務諸表の期間比較可能性を確保する観点から、取扱いの見直しを行ったものである（企業結合会計基準案第104項）。

VI. 適用時期及び経過措置

本公開草案の適用時期及び経過措置は〔図表3〕のとおりである（企業結合会計基準案第58-2項、連結会計基準案第44-5項及び事業分

[図表 3] 適用時期及び経過措置

	早期適用しない場合	早期適用する場合 ^(※)
①子会社株式の追加取得等	平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。 なお、遡及適用を行わないことができる。	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。 なお、遡及適用を行わないことができる。
②取得関連費用の取扱い	同上。	同上。
③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更	平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用。 なお、当期の連結財務諸表に併せて表示されている過去の連結財務諸表の表示の組替えを行う ⁸ 。	早期適用不可 ⁷ 。
④暫定的な会計処理の取扱い	平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。 なお、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首より前に実施された企業結合の暫定的な会計処理が、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において確定したときの損益影響額は、従前の取扱いにより特別損益に計上する。	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。 なお、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首より前に実施された企業結合の暫定的な会計処理が、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において確定したときの損益影響額は、従前の取扱いにより特別損益に計上する。

(※) 早期適用する場合には、③の取扱いを除いてすべてを同時に適用する必要がある。

離会計基準案第 57-4 項)。

①及び②について遡及適用を行わないことができる旨の経過取扱いを定めることとしたのは以下の意見を踏まえたものである。

▶本公開草案適用前の財務諸表に対して、本公開草案が定める新たな会計方針の遡及適用を行うためには、本公開草案適用前の企業結合及び非支配株主との取引について、長期にわたり相当程度の情報を入手することが必要になることが多く、そうした場合は実務的な対

応に困難を伴うため、遡及適用は求めるべきではない。

▶比較的最近の企業結合等の事例のみである場合等、遡及適用が可能な場合にはあえてその適用を妨げる必要はない⁹。

なお、前述のように通常は遡及適用を行うことは困難であると考えられることから、遡及適用を行わない場合、それが困難である等の条件は付さないこととした(企業結合会計基準案第 128-2 項)。

8 表示方法に係る事項について、早期適用を認めず、過去の連結財務諸表の組替えを求めているのは、本公開草案適用後の当期純利益には従来の当期純利益には含まれていなかった非支配株主に帰属する当期純利益が含まれることになるが、当該表示方法の変更について、財務諸表利用者の誤解や混乱を避けるためには、一斉に適用すべきと考えられたことによる(連結会計基準案第 77-3 項)。

9 なお、平成 20 年改正会計基準においては、その適用前に実施された企業結合については、適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないとされている。したがって、仮に本公開草案が定める新たな取扱いについて遡及適用を行う場合には、平成 20 年改正会計基準の適用前に実施された企業結合については、本公開草案が定める新たな取扱いのみ遡及処理が行われることになると考えられる。

また、経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合、企業会計基準第24号第10項(3)及び(5)に定める、経過的な取扱いに従って会計処

理を行った旨及び会計方針の変更による影響額を注記することに留意が必要である。

(参考資料) 連結財務諸表の表示例 (下線部は変更点)

【2 計算書方式】

(改正案)		(現 行)	
<連結損益計算書>		<連結損益計算書>	
売上高	10,000	売上高	10,000
.....		
税金等調整前当期純利益	2,200	税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900	法人税等	900
当期純利益	1,300	<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>	1,300
<u>非支配株主に帰属する当期純利益</u>	300	<u>少数株主利益</u>	300
<u>親会社株主に帰属する当期純利益</u>	1,000	当期純利益	1,000
<連結包括利益計算書>		<連結包括利益計算書>	
当期純利益	1,300	<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>	1,300
その他の包括利益：		その他の包括利益：	
その他有価証券評価差額金	530	その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300	繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	△180	為替換算調整勘定	△180
持分法適用会社に対する持分相当額	50	持分法適用会社に対する持分相当額	50
その他の包括利益合計	700	その他の包括利益合計	700
包括利益	2,000	包括利益	2,000
(内訳)		(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,600	親会社株主に係る包括利益	1,600
<u>非支配株主に係る包括利益</u>	400	<u>少数株主に係る包括利益</u>	400

【1 計算書方式】

(改正案)		(現 行)	
<連結損益及び包括利益計算書>		<連結損益及び包括利益計算書>	
売上高	10,000	売上高	10,000
.....		
税金等調整前当期純利益	2,200	税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900	法人税等	900
当期純利益	1,300	<u>少数株主損益調整前</u> 当期純利益	1,300
(内訳)		<u>少数株主利益 (控除)</u>	300
親会社株主に帰属する当期純利益	1,000	当期純利益	1,000
非支配株主に帰属する当期純利益	300		
		<u>少数株主利益 (加算)</u>	300
		<u>少数株主損益調整前</u> 当期純利益	1,300
その他の包括利益：		その他の包括利益：	
その他有価証券評価差額金	530	その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300	繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	△180	為替換算調整勘定	△180
持分法適用会社に対する持分相当額	50	持分法適用会社に対する持分相当額	50
その他の包括利益合計	700	その他の包括利益合計	700
包括利益	2,000	包括利益	2,000
(内訳)		(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,600	親会社株主に係る包括利益	1,600
非支配株主に係る包括利益	400	少数株主に係る包括利益	400

(改正案)

<連結貸借対照表>

純資産の部

I 株主資本

- 1 資本金
- 2 新株式申込証拠金
- 3 資本剰余金
- 4 利益剰余金
- 5 自己株式
- 6 自己株式申込証拠金

株主資本合計

II その他の包括利益累計額

- 1 その他有価証券評価差額金
- 2 繰延ヘッジ損益
- 3 土地再評価差額金
- 4 為替換算調整勘定
- 5 退職給付に係る調整累計額

その他の包括利益累計額合計

III 新株予約権

IV 非支配株主持分

純資産合計

(現 行)

<連結貸借対照表>

純資産の部

I 株主資本

- 1 資本金
- 2 新株式申込証拠金
- 3 資本剰余金
- 4 利益剰余金
- 5 自己株式
- 6 自己株式申込証拠金

株主資本合計

II その他の包括利益累計額

- 1 その他有価証券評価差額金
- 2 繰延ヘッジ損益
- 3 土地再評価差額金
- 4 為替換算調整勘定
- 5 退職給付に係る調整累計額

その他の包括利益累計額合計

III 新株予約権

IV 少数株主持分

純資産合計